

vol. 2259

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



### 今号の掲載内容 (掲載順)

- 単組・専門部交渉 8月19日(木) 16:00~ 県庁別館 教育委員室
- 教職員評価システム(人事評価制度)に関する申し入れ 8月31日(火) 17:30~ 県庁別館 教育委員室
- 教職員の勤務実態に関する人事委員会へ申し入れ 9月7日(火) 15:30~ 市町村会館6F 人事委員室

## 2021年度 高教組 単組・専門部交渉

と き : 8月19日 と ころ : 大分県庁別館 教育委員室

今年度の賃金確定、並びに次年度の当初予算に向けて高教組独自課題に関する交渉の皮切りとなる単組・専門部交渉が行われ、単組・専門部それぞれの課題解決を求めました。各単組・専門部は、内部議論を7月30日に行いました。「尾島県議を交えた単組・専門部の課題に関する学習会」での協議を経て積み上げてきた諸要求をもとに交渉に臨みました。しかしながらコロナ感染拡大防止のため、従来2日かけて行っていたものを今年も1日のみの日程で行い、時間も短縮せざるを得ませんでした。また参加者は本部執行委員と各単組・専門部から代表2名の合計24名という形での交渉となりました。今回は各代表者がそれぞれの課題等を訴え、それに対して人事課長がコメントを述べるという形式で進めました。回答の多くは「当初予算交渉で改めて」「関係部署に伝える」「今後も交渉等を含めた様々な場で協議する」などで、直接的な解決策を引き出すまでには至りませんでした。重点とされている課題についてはいくつか具体的なコメントもあり、今後は様々な課題の解決に向けて、校長交渉を軸としながら更にとりくみを強化していく必要があります。

\*\*\*\*\*

#### <青年部>

- ・年休を取得して、異動に伴う手続きを行っている現状がある。業務として認めることを願います。
- ・すべての職種・教科・科目で採用試験を継続して実施することを願います。
- ・青年層の教職員が超勤で苦しんでいる。特に部活動の負担軽減のために、ガイドラインに沿った活動への指導をお願いします。

#### <女性部>

- ・「家族の看護休暇」、「子育て支援休暇」、「健康支援休暇」を新設すること。配偶者の病気、PTA活動の参加、更年期障害など、今後は様々な場面で利用する人が増えてくるのが予想される。
- ・ジェンダーの視点から、選べる制服の導入を早急に全県下ですすめてほしい。

#### <実習教諭部>

- ・2級格付けになった場合、給料表の格付け条件を提示し、双方で確認を行うこと。2級格付けの改善については、協議の継続をお願いする。
- ・学校や管理職が変わることによって職務内容が異なる状況は変わっていない。業務内容の見直しを早急に図ってほしい。
- ・「実習教諭」の呼称の徹底を、当時の文書を配布するなどして、管理職研修等で再確認をお願いする。

#### <定通分校部>

- ・生徒のアルバイト先の労働条件の実態を把握し、場合によっては行政指導をお願いしたい。
- ・通信制高校への人的配置を配慮してもらいたい。
- ・生徒の学習権を保障するため、生徒の学習環境の実態を把握して、不十分なところは適切に整備を行ってほしい。

<障害児学校部>

- ・感染対策として行われている通学バスの増便を継続して行うこと。
- ・GIGAスクール構想に耐えうるWi-Fi環境整備をお願いする。
- ・寄宿舎教師は正規採用を拡大することと、採用試験の実施をぜひお願いしたい。

<学校司書部>

- ・事務室兼務を解消し、すべての学校司書が学校図書館専任で勤務できるようにすること。
- ・学校司書の独自採用と採用試験の受験可能年齢の引き上げを。
- ・来年度以降も継続して学校図書館に新聞4紙を配備できるように、予算確保をしっかりと行ってほしい。
- ・読書バリアフリー法の観点から支援学校と定時制の学校図書館の環境整備とともに、学校司書の配置をお願いしたい。

<養護教諭部>

- ・新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査等医療行為に関わらせないように徹底してほしい。
- ・緊急時対応は養護教諭だけがするものではない。緊急時にはみんなで動けるような意識を、管理職を含め学校全体が持つ必要がある。
- ・養護教諭に医療的ケアをさせないことの徹底を改めてお願いする。

<事務職組>

- ・定数に満たない学校には早急に定数通りの配置をお願いしたい。
- ・「マイナンバー」に対応した保護者からの書類の提出やシステムが導入され、年々複雑で膨大な量の事務処理となっている。生徒、保護者や現場職員の課題を抱える問題の解決を図ること。
- ・学校現場に根付いた人材育成を図るために、採用試験の復活を望む。
- ・事務職員への衛生管理者の強制はないように周知・徹底を。

<現業職組>

- ・会計年度任用職員の待遇改善を。
- ・調理員、介助員、農務技師の新規採用試験を実施。
- ・給食は単独調理で、自校式とすること。
- ・介助員・農務技師については、職務の明確化と職の専門性を高めるため、独自の研修を実施すること。

**青年部 独自アンケートを提出**

交渉に先立ち、青年部は独自にとったアンケートの結果を岡本教育長へ提出し、結果から浮かび上がった若年層の課題、とりわけ臨時・非常勤教職員の待遇改善等を強く訴えました。

\*\*\*\*\*

**教職員評価システム（人事評価制度）に関する申し入れを実施**

と き：8月31日（火） ところ：大分県庁別館 教育委員室

今年度の教職員評価システムに関する申し入れでは、冒頭、下掲の要求項目を含む要求書を手交した後、大野真二両教組協議会議長は、「教職員評価システムについて、2006年度の導入時から、5原則2要件の担保を強く求めてきたが、いまだに課題を抱えている。また、2017年度からは賃金にも反映されることになったため、あらたな課題も生じている。教育長は私たちの現場の生の声を受けとめ、今後活かしていただきたい」とあいさつしました。

これに対し岡本教育長は、「教職員評価システムはH28.4.1に改訂した。その中の教職員評価システムの実施手引では、目標管理と能力評価の二つの評価を柱としている。H29年度から賃金に反映。勤勉手当、昇給への反映を行った。昇給の反映については

これまででも事務的協議を行ってきたが、今年度も必要に応じて事務的協議を開催する。また、人事評価制度自体は任命権者として主体的に判断し、その責任において決定すべきだと考えており、皆さん方の意見もお伺いしながら、より良い制度にしていきたい」と応えた後、要求内容の趣旨説明を行い、評価制度に関わる現場実態を中心に教育長へ訴えました。

### 参加者からの主な主張

- 管理職の専門外の教科については、正しく評価されないという状況があるのはおかしい。
- 管理職の異動の際、私たちの評価等の引き継ぎがしっかりとできているのか。Cがずっと続いている人がいるということと管理職が把握ができていないのかどうか。前任者がCの評価の教職員にどのようにアドバイスしてきたのか等、その部分も含めてしっかりと引き継ぎができていないのか確認をすること。
- 面談については、1対1ではよくないという状況を聞いているので、複数面談を希望する。
- この教職員システムによって、モチベーションが上がっている感じは全くない。
- 評価システムの面談の中で、自分の活動や教育のことについて、校長と話しができることはありがたいと思うが、それが賃金に反映されるのは、納得いかない。
- 目標管理シートの中間、期末の評価期間が短くて、短い期間で達成できる目標しか、設定しなくなった。
- 人事管理システムに移行した目標管理シートの表記ですが、実習教諭が実習助手のままです。これ一つだけでモチベーションが下がります。システムの問題ですので、早急に解決すること。

最後に大野委員長は、「賃金に反映されることが、モチベーションを大きく下げる要因になっている。評価の割合等はこういったものになっているのか、評価の開示と説明を今後求める。」と述べ、教育長は、「今後も評価者に対する研修を実施し、制度本来の目的にそった人事管理、人材育成、学校の活性化等、任命権者として責任を持って制度運営していくなかで参考にしていく」と述べ、今回の申入れを終了しました。

### 要求項目

1. 「人事評価制度」について、5原則（合目的性、公正・公平性、客観性、透明性、納得性）と2要件（苦情処理制度、労使協議制）を担保すること。
2. 評価によって教職員全員のモチベーションが下がらないようにすること。
3. 管理職に対する評価、また研修を厳正に行うこと。併せて適性を欠く管理職に対する分限降格制度を導入すること。
4. 各学校種、職種にかかる個別の課題については、現場教職員の意見を聞き解決に努めること。
5. ハラスメント相談体制、苦情相談・苦情処理制度については周知に努めるとともに、充実を図ること。

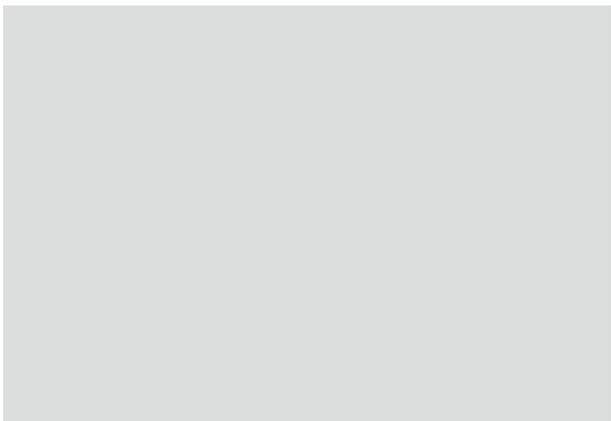
今年度も40分という時間設定で協議を行いました。しかしながらまだまだ解決されていない問題点が多く、私たちの主張がすべて言い尽くせる状況ではありませんでした。また「交渉」ではなく、教育長から具体的な回答が示されない「申し入れ」という扱いには大変不満が残ります。この点についてはこれからも強く改善を求めています。分会においても、9月15日の第2回拡大戦術会議で提起した「人事評価制度」に対するとりくみ（校長交渉・管理職評価）へのご協力をお願いします。

\*\*\*\*\*

## 教職員の勤務実態に関する人事委員会への申し入れを実施

と き：9月7日（火） ところ：市町村会館6F

今年度の教職員の勤務実態に関する人事委員会への申し入れでは、大野真二両教組協議会議長から法華津事務局長へ下掲の要求項目を含む要求書を手交した。参加者からは、「タイムレコーダーの記録に勤務時間前の労働時間、持ち帰り業務時間、土日の試験などが含まれていないなど課題があります。課題解決のためにも、まずは業務量を減らす抜本的な改革をしてもらえるようにお願いします。」「上限方針で決められている45時間が減るような感じが全く見られない。決められたことをきちんとやってほしい。」「現職死亡が昨年をすでに上回っている。学校を周ってみると教職員が疲れている状況がある。」「学校司書は年齢制限で1度も試験を受けられなかったが、力を持っ



た人がいる。調理員、理科実習教師、介助員、寄宿舎教師の採用試験も実施されていない。ぜひとも正規職員で埋めてほしい。」など現場の課題を強く訴えました。2021年6月の超勤45時間以上は、県立学校全職員約3,122人中785人と、かなりの割合で規制を超えていることが浮き彫りとなっています。また同月の超勤80時間以上は99人、100時間以上は29人で、各学校で具体的かつ実効的な負担軽減策が早急に図られなければならない状況です。人事委員会に対しては、私たちの職場環境改善につながる努力をされるよう、引き続きあらゆる機会を通じて各方面に対し、私たちの現状を訴え、教職員の勤務実態改善に向けてとりくみ続けていきます。

## 要求項目

1. 人事委員会勧告には、教職員の職場における厳しい勤務実態を十分把握し、健康で働き続けられる職場環境を実現するため、以下の事項を勧告に盛り込むこと。
  - (1) すべての教職員が勤務時間内で終わる業務量とすること。また、勤務間インターバルを確保すること。
  - (2) 管理職が率先して超勤縮減の具体策を打ち出すこと。そのためには管理職による教職員の勤務時間の把握が責務であることから、休憩時間や持ち帰り業務の把握を含め適切な時間管理を行うこと。
  - (3) 「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の遵守に努めること。
  - (4) 現在の超勤実態が改善されないまま、「一年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
  - (5) 教育委員会の責任で、自治体一斉の「ノー部活デー」「ノー残業デー」等を実施し、定時退庁できる環境を整えること。
  - (6) 教育委員会・管理職は、法令遵守をもとに労働安全衛生体制の確立をはかること。
  - (7) ストレスチェックの集団分析結果をもとに、職場改善を行うこと。
  - (8) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたとりくみを行うこと。
  - (9) 定年まで安心して働き続けることのできる職場環境の整備を行うこと。
  - (10) すべての職種で毎年採用試験を実施すること。また、学校事務職員の採用年齢要件を撤廃すること。
2. 人事委員会は、労働基準監督機関としての役割を果たすため、労働環境や職員の勤務実態を把握し、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」が守られていない学校への立ち入り調査等を行うとともに、校長に対し是正するよう指導すること。
3. 長時間労働の一つの要因となっている人材不足を解消するため、人事委員会として人材確保に向けた働きかけを行うこと。

## 県立学校職員「時間外勤務」(2020.4～2021.3)(2020年度)の状況

・1ヶ月あたりの時間外勤務の状況(タイムレコーダーの記録から)

	平均時間	45時間以上(人)		うち80時間以上(人)		うち100時間以上(人)	
		20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度
4月	14時間21分	129	333	7	144	2	
5月	12時間57分	70	369	1	214	1	
6月	29時間41分	766	253	98	116	31	
7月	29時間28分	755	254	145	105	48	
8月	20時間49分	415	148	74	56	23	
9月	28時間22分	704	271	106	119	30	
10月	33時間14分	940	300	179	149	68	
11月	27時間20分	617	197	83	67	25	
12月	25時間18分	578	176	84	64	20	
1月	23時間18分	469	237	62	107	15	
2月	22時間04分	377	85	34	29	11	
3月	11時間15分	29	1	0	0	0	

※ ICカードによって把握される教職員のみ

※ 勤務時間前の時間外勤務については除く

※ 土曜講座や模擬試験等、営利企業への従事等によるものは除くなど様々な問題がある。